

※ 参考文献:雑踏警備の手引き(発刊:兵庫県警察)

雑踏警備について

雑踏警備とは、祭礼、花火大会、その他の行事等の開催により、特定の場所に不特定多数の人が一時的に集まることにより、事故若しくは混乱等が発生するおそれがある場合において、部隊活動により事故、交通の規制等の諸活動を行うもの。

○雑踏警備の対象

法令上、警備対象に明確な定めはないが、雑踏による事故の発生するおそれのない軽微なものを除き、おおむね対象は次のとおりとされている。

(種別)祭礼、花火大会、各種イベント、スポーツ競技、公営競技、その他多数の人が集まる催し物(花見等)

警察機関

警察法第2条第1項

警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。

○警備計画の概念

参集者の利便を尊重しつつ、雑踏による混乱を適切に整理し、事故を未然に防止すること。

※ 参考:兵庫県警では、警察本部地域部と協議を行う場合の目安として、一日当たりの人出予想が10万人以上の行事等を掲げている。

関係機関

救急医療機関、交通機関(鉄道・バス)、消防機関、海上保安庁、電力・電話会社、レッカー会社等

※ 火気器具に対する火災予防を含めて実施しているわけではない。

警備業を行う事業所等

警備業法第2条第1項第2号

この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、他人の需要に応じて行うものをいう。

2. 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務

主催者等

○警備計画の概念

会場等の安全許容人数を確認の上、「迂回路」「避難場所」「警備員の配置」「広報手段等」について、雑踏事故を防止することを基本。

主催者側への
指導・助言

自主警備計画
の提出

警備の一部を
委託

関係機関への要請